

子どもの尊厳を損なう精神的暴力防止に関する研究

—エデュケーショナル・ハラスメント (エデュハラ) 規制の提言—

早稲田大学名誉教授 喜多 明人

1 問題設定

いま、子どもに向けられる暴力が深刻化している。いじめは 51 万件 (コロナ前は 61 万件)、子ども虐待は 20 万件近くにのぼっている。とくに虐待のうち半数は「心理的虐待」にあたる。

2019 年 6 月、児童虐待防止法、児童福祉法の改正により、親・保護者のしつけの名による体罰が禁止されて、日本は、59 番目の体罰全面禁止国となった (その評価は割れている)。

体罰、文字通りの身体的な暴力に対しては、法制上歯止めがかかったことは喜ばしいことといえよう。しかし、精神的な暴力に関しては、法制上も規制が進んでいないのが現状である。

子どもの権利条約 19 条 1 項は、あらゆる形態の精神的暴力から子どもを保護するために、「あらゆる立法上、行政上、社会上、および教育上の措置をとる」とうたっている。では、日本の現状はどうか。

本稿では、いっこうに歯止めがかからない子どもへの精神的暴力、いわゆる「言葉の暴力」人格を傷つける言動、過剰叱責に対して、いかに規制していくか、について明らかにしていきたい。

2 精神的暴力への法規制の現状

日本の子ども法制上、精神的暴力の規制に踏み込んでいる法規は、東京都子供虐待防止条例 (2019 年 3 月制定) の 6 条 (保護者等の責務) 2 項であろう。

第 6 条 (保護者等の責務) 2 項では、「保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。」とある。そこでいう「子供の品位を傷つける罰」とは、「保護者が、しつけに際し、子供に対して行う、肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為 (当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。) であって、子供の利益に反するものを

いう。」と定義された (同条例 2 条)

さらに法曹界では、学校における精神的暴力に追いつめられて生徒が自死に追い込まれる事件について、これを「指導死訴訟」と位置づけて取り組んできた。(詳しくは、拙稿『自由と正義』2019 年 1 月号、そこでは「指導死」という用語の使用に対して疑義を申し立て、「学校内虐待死」、「学校懲戒死」などの用語への置き換えを提言した)

「品位を傷つける罰の禁止」をうたった都条例は、日本法制上、子どもの権利条約 19 条と連動して初めて精神的暴力の禁止規定に踏み込んだが、都条例としての限界があり、かつ理念規定にとどまり、具体的な規制措置にはふみこんでいない。また、「指導死」訴訟の取り組みは、被害者家族の訴えた裁判であり、学校現場にそれなりのインパクトを与える存在ではあるが、その「行き過ぎ」指導による人権侵害に対して有効な規制力となりうるかどうか、また判例上の効力の限界もある。

3 エデュケーショナル・ハラスメントの提言—

(1) 教育の自主性原理を損なわずに精神的暴力を規制する課題領域の設定

言葉の暴力、過剰叱責、屈辱的な取り扱いなど教師による精神的暴力をいかに規制するか。これらの行為は、教育の「行き過ぎ」という言い方で見過ごされてきた。それは、「行き過ぎ」という言い方に象徴されるように、当該教師は、大変熱心で、生徒を思って指導しすぎた、という見方である。言い方を変えれば、「一生懸命間違っている先生たち」(前田比呂也さんの言葉：沖縄県中学校元校長) なのだろう。

そこでは熱心さゆえに人権侵害性に目をつぶるという現場的な発想をどう克服できるのか。熱心の根底にある教育の自主性原理ゆえに教育活動全体を法規制の対象とすることなく、しかもその

教育活動の「行き過ぎ」としての不当性、教育方法としての人権侵害性を明らかにするような課題領域の設定について問われている。言い換えれば、子どもの人間の尊厳を損なわないように教育方法をチェックし、確保していくための課題領域である（子どもの権利条約 28 条 2 項に基づく）。

この課題領域として、近年注目されてきたのがハラスメント理論である。精神的な暴力、心理的被害の立証については、身体的被害に比べても困難な側面が多いため、これまで顧みられることが少なかった。そのような心理的被害を広く問題とするためにハラスメント理論が活用されてきたといえる。

教育分野においても、かかる新たな視点、すなわち教育の「行き過ぎ」面として尊厳、人権を損なう可能性の側面を、エデュケーショナル・ハラスメントとして設定して深めていきたいと思う。

(2) エデュケーショナル・ハラスメントの提言

【課題領域の定義】

エデュケーショナル・ハラスメント（「エデュハラ」と略す）とは、おとな一般のハラスメントとは区別しうる子どもと教育特有のハラスメントである。それは、広く教育・しつけ等の方法として行われてきた子どもへの働きかけの中で無意識にその子どもの人間としての尊厳、固有の権利を損ない、踏みにじってきた行為全般を課題領域とし問い直すことにほかならない。

【エデュハラの対象】

このように「行き過ぎ」行為は、本稿で問題にした教師・生徒の指導関係に限らず、親子関係その他子どもに対して指導的な立場にある者による懲戒・叱責行為やしつけ、生活指導などの場面で発生しやすく、その範囲は、学校（部活、学校生活面の指導、給食指導、学校行事等）、家庭（しつけ全般、早期教育・受験教育等）、代替家庭（児童養護施設・里親家庭など）、地域（スポーツクラブ、子ども会等）などに及ぶ。

【エデュハラの特徴】

加害者側は、子どもの権利・人権侵害行為としての自覚がなく、かつ善意から「良かれ」と思って実行している誤った行為であり、「一生懸命間違っている」行為である。とくに、エデュハラが

伝統的な慣例として、あるいは旧態たる制度として営まれてきた活動、行事においては、その人権侵害性に気づかない場合も多い（例えば、「学校健診で「上半身裸」になる必要あるの？保護者から疑問の声」京都新聞 2020 年 11 月 22 日付）

【エデュハラ規制の方法は？】

このエデュハラは、加害者である親や教師がその人権侵害行為に気づくことによって改善される可能性はある。しかし、加害者側は、良かれとやっていた行為を否定されることで逆上する可能性も高い。それゆえ、被害者である子どもが直接抗議することはセカンドハラスメント（二次被害）のリスクが高すぎる。

そこでは、第三者的な立場からの専門的な関与が必要である。とくにエデュハラが子どもの尊厳を損なう人権侵害行為であることを加害者側に自覚させるような専門性が求められる。

【専門的な規制の主体と方法】

たとえば、エデュハラによって傷ついている子どもの辛さ、苦痛について、対面的な関係づくりにより加害教師、親の自覚を得るような手法（修復的解決）を用いるスクールソーシャルワーカーの実践が期待できる。

また、区市町村設置が進む児童相談所では、一時保護措置により親との決定的な対立に至る前に、軽微の心理的虐待行為の段階で防止する事前対応が「エデュハラ予防」活動として取り組まれていく可能性もある。

さらにいえば、子どもの権利条例の制定により設置された第三者相談救済機関子どもオンブズパーソンが、子どもに寄り添う第三者としてエデュハラ問題に取り組むことが求められる。

【エデュハラ規制の条例、規則等】

こうした公的第三者として子どもに寄り添う専門機関がエデュハラ規制への取り組みを進めていくためには、家庭のプライバシーとの調整なども含めて「エデュハラ規制」のルールづくり（条例、規則等）の研究も必要になるだろう。

※なお詳しくは、拙稿「叱る教育、教育行き過ぎ論を見直す—エデュケーショナル・ハラスメントの視点から」季刊教育法 208 号、2021 年 3 月、108 ページ、以下参照